

報告第13号

専決処分の報告について

次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年10月15日 提出

四條畷市長 東 修 平

專決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、次のとおり地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年10月9日

四條畷市長 東 修 平

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 61,600円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 1em;"></div> |
| 3 | 和解の内容 | (1) 本件事故による損害賠償として上記の額を支払う。
(2) 本件に関しては、今後、双方とも裁判上又は裁判外において、一切異議、請求の申立てをしないことを約する。 |
| 4 | 損害賠償事件の内容 | 令和6年6月10日午前10時30分頃、本市公用車が地域清掃のゴミ回収のため、相手方所有の駐車場にて作業終了後、車両方向転換のためバックしている際に駐車場フェンスへ接触し、相手方に損害を与えた。 |